

# 子宮頸がん予防ワクチン任意接種費用の償還払いについて

結城市予防接種費用償還払いに関する要項により、定期接種の対象年齢を過ぎてから自費で子宮頸がん予防ワクチン接種を受けた方に対して、接種を受けた回数分の費用について、市から助成を受けられます。

- 対象者**
- 令和4年4月1日時点で結城市に住民登録がある方
  - 平成9年4月2日～平成17年4月1日生まれの女性
  - 子宮頸がん予防ワクチン(2価または4価)の接種費用を自己負担で接種した方

## 注意 (以下の方は対象外となります)

- 16歳となる年度の末日までに、当該予防接種を定期接種として3回接種済みの方
- これまでに本市以外の市区町村から、同種の補助を受けた方

## 必要なもの

- ①申請書(※市ホームページよりダウンロードできます)
- ②接種した医療機関等の領収書原本(接種した予防接種の種類がわかるもの)
- ③母子健康手帳、予防接種済証等、予防接種の記録が記載されているもの
- ④助成金の振込先の通帳
- ⑤接種を受けた方の氏名、住所、生年月日が確認できる書類の写し
- ⑥債権者登録申請書

## 償還金額

- ①接種費用を証明できる場合 上限16,800円/回
- ②費用が不明な場合 13,000円/回



# 定期予防接種費用の償還払いについて

結城市予防接種費用償還払いに関する要項により、下記の事由により委託医療機関以外の医療機関で自己負担で適宜予防接種を受けた場合、予防接種の費用の一部または全部について、市から助成を受けられます。

- 対象**
- 母親が出産等で、接種対象となる子どもを連れて、県外市町村に長期にわたり里帰りする場合
  - 県外の病院、施設等に入院、入所している場合
  - 主治医等の指示による場合
  - その他やむを得ない特別の理由があると市長が認める場合

## 事前の手続き

事前手続きが必要です。健康増進課までお問合せください。

## 必要なもの

- ①接種した医療機関等の領収書原本(接種した予防接種の種類がわかるもの)
  - ②母子健康手帳、予防接種済証等、予防接種の記録が記載されているもの
  - ③助成金の振込先の通帳
- ※健康増進課でお手続きの上、後日、助成額を振り込みます。

## 注意

- 接種日から1年以内に申請してください。

## 予防接種による健康被害救済制度

- 定期予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなど健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- 予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。
- 給付申請の必要が生じた場合には、健康増進課へご相談ください。



## 予防接種・感染症対策についての最新情報はこちらから

